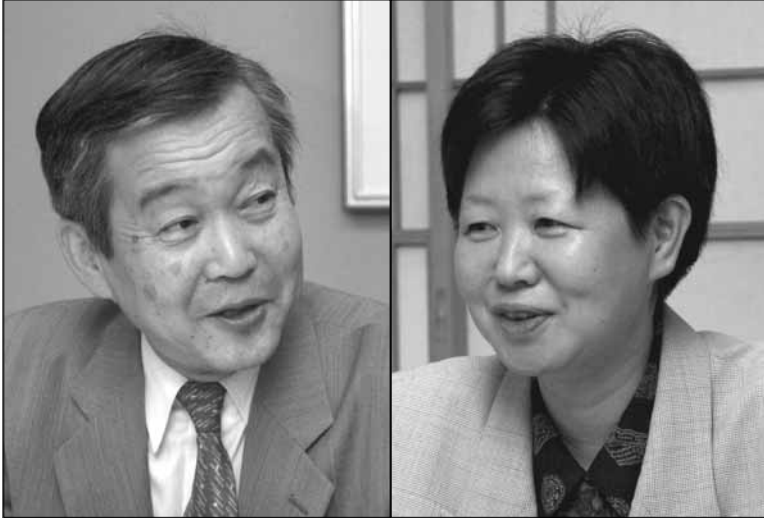


特集

転機を迎える年金



京都大学大学院経済学研究科
教授

東京大学社会科学研究所
教授

橘木 俊詔 大沢 真理

対談

これまでの年金、これからの年金

公的年金の歴史と理念

大沢 公的年金制度が世界で最初に始まったのはドイツです。1880年代のビスマルク政権で養老保険法が制定されたのがはじまりです。労働者が賃金の一定割合を保険料として拠出すると、それに応じて老後の年金が支給されるもので、つまり支給額は所得に比例する形でした。

一方、イギリスで20世紀初めに導入された年金は、無拠出制で給付額は一定でした。つまり、ドイツのビスマルク型年金は、労働者に対して従前の生活水準をあまり落とさないで老後生活を送れることを保障したのに対して、イギリスで導入された無拠出制の年金は、ある絶対的な所得の水準を念頭において、それ以下に落ちないこと、その意味で貧困を緩和することが目的でした。

イギリスでも、その後、両大戦間期に拠出制の年金が導入されて、戦後ベバリッジ・プランによって全国民を包括するようになりました。拠出も一定なら給付も一定で、最低限の水準の保障を全国民に適用したのがイギリスのスタイルだと思います。

このようなドイツ型・イギリス型の二つの考え方は、現在の日本にも、基礎年金でベーシックな部分を保障し、所得比例部分で従前の生活水準の維持を可能にする2階建ての年金制度という形で引き継がれています。

橘木 公的年金の始まりには、やはり政府による強制貯蓄の考え方が理念としてあったと思います。では、公的年金が登場する前はどのようにしていたかというと、個人が働いている間に貯蓄してその分を引退後の所得にまわす形や、あるいは年老いた親を子どもが助ける形など、私的に老後の所得保障をしていました。しかし、それにばかり依存する形ではいろいろな問題が生じるので、政府が乗り出して強制貯蓄をやらせる形がいいという考え方がドイツやイギリスで中心になり、公的年金が始まったと私は理解しています。したがって、なぜ公的部門が強制的に貯蓄をやらせるかという点を中心に考えるのが、年金制度の出発点だと私は考えています。

大沢 拠出制ですと明らかに強制貯蓄であるとわ

かりますが、イギリスでは出発点は全額税方式で無拠出制でした。その前段の制度として、イギリスでは救貧法という法律が地方税をベースに展開され、その受給者のかなりの部分は老人でした。救貧法によらずに高齢者の貧困を緩和しようとするなら、年金しかないという考えから、ロイド・ジョージが導入したという経緯です。

橘木 税金を使って老後の保障を行うという救貧法ですが、それはすべての高齢者に支給されたのですか。それとも何らかの資格要件があったのでしょうか。

大沢 ありました。

橘木 では、それは公的年金ではないですね。

大沢 名前を変えた公的扶助です。

橘木 年老いた人が全員もらえるのが、少なくとも今の公的年金制度の前提です。そういう意味で、ドイツの方がもっと自然な形による強制貯蓄だったのではないのでしょうか。

大沢 戦後は、物価の伸びや所得水準の伸びに年金の給付水準を追いつかせるとすれば、賦課方式をとらざるを得ませんでした。物価スライドと賃金スライドを伴う、いわゆるダイナミック・ペンション¹⁾はドイツで1957年に導入され、今は世界のほとんどの国で取り入れられています。公的扶助の延長で始まったイギリスとは明らかに一線を画したものです。

職業や立場によって分立する日本の公的年金制度

橘木 一方、日本の年金制度ですが、まず戦争中に厚生年金制度が創設されました。ただ当初は、自営業を中心に、被雇用者でない人たちには公的年金に入っていない人も結構いました。それが、いわゆる福祉元年の1973年を境にして、すべての国民が何らかの年金制度に入るようになりました。

日本の公的年金制度の特徴のひとつは、被雇用者のための厚生年金、自営業者あるいは家庭の奥さんを中心にした国民年金、公務員を中心にした共済年金というように、職業やその人の立場によって制度が分立していることではないのでしょうか。

大沢 おっしゃるように、その分立が日本の公的

年金制度の特徴だと思います。世界の福祉国家制度あるいは福祉レジームについての議論が、この10年で非常に盛んになっていますが、その際に年金制度や健康保険制度が職業別等で分立しているかどうか、年金制度の特徴を比較する上での指標のひとつになっています。

日本やドイツの制度は縦割りに分立し、現役のときの所得の格差が老後の所得保障にもそのまま持ち込まれ、ステータスの格差をむしろ温存する年金制度になっています。これに対して、イギリスやスウェーデンでは全国民が単一の制度に包摂されています。特にスウェーデンでは、1999年の年金改革までは年金制度内での再分配の性格がかなり強く、いわば老後社会主義的な要素が含まれていました。

それに対して日本の場合は、年金制度体系を構築する過程で、平準保険料率²⁾よりもずっと低い保険料率を適用することによって、後の世代に負担を回してきました。給付を改善した負担のツケを回しながら物価スライド³⁾や賃金スライドの導入、つまりダイナミック・ペンションが導入されます。

戦前には制度がなかったことや、高度成長後の人口の急速な高齢化などにより、日本の場合はいくつかの改革の節がすごく短期間に圧縮され、そのツケが次の世代、次の次の世代に回されているところにも特徴があると思いますが、いかがでしょうか。

橋木 1973年以前の保険制度は、ヨーロッパを見習い、できれば日本も福祉国家になればいいという期待が政府や国民にありました。だから手厚い給付をしていたわけです。

なぜ手厚い給付ができたかということ、日本経済は当時高度成長の真ただ中でしたから、将来も経済成長率が続いたら保険料収入もどんどん増えると予想していました。1960年代後半から70年代にかけて給付を拡充したのは、政府の失敗ともいえますが、オイルショックを機に思わぬ低成長経済の突入、さらに思わぬ少子高齢化に遭遇し、政府も一般の人々も慌てて、それが今までずっと続いてきているのが現状ではないでしょうか。保険料拠出の不足をどう解決するかということは、現在

だけでなく今後も大切な問題です。

大沢 国際的に比較すると、日本の年金制度に他に注目すべきところはあるでしょうか。

橋木 やはり年金の財源ではないでしょうか。年金の財源については、税収中心の国と保険料中心の国がありますが、日本は基礎年金給付額の3分の1は税収です。どうも保険料方式と税収方式のいいところを取ろうとしている印象を受けます。

大沢 所得がなく、保険料拠出ができない人も含めて、制度的には皆年金になっている点もひとつの特徴だと思います。例えばドイツでは、無収入の人は年金制度に入りません。

女性のライフスタイルの多様化と年金制度—— 深刻化する第2号被保険者の空洞化

大沢 女性のライフスタイルが多様化していて、そのことに年金制度がどう対応すべきかが論じられています。しかし、現行制度の問題は、単に女性だけに由来するものではなく、むしろ世代間・世代内の公平性や少子高齢化といった、より一般的な問題であると思いますが、いかがでしょうか。

橋木 働く女性たちの年金を、どのように処遇するかは、現在最大の課題だと思います。働く女性は多くなりましたが、残念ながら子どもの数は減っています。働きながら、年金料も払いつつ、子どもを産むというライフスタイルにもっていければ一番いいと思います。しかし、なかなかそのとおりにならないのが今の悩みだと思います。

大沢 長命化と少子化が相まって、年金財政を再計算するたびに将来見通しがはずれ、そのたびに保険料率を引き上げ、それから給付を削る改革を85年から5年ごとに繰り返しています。こうした中で、制度に対する全体的な信頼が損なわれつつあるのが実状です。仮に今後改革を一切しないで給付水準を維持すると、標準報酬ベースで34～35%（総報酬ベースでは25%程度）にまで保険料率が上がることが見通されています。社会的な信頼を得ない限り、こういう形で制度を維持することは大変難しいでしょう。制度が信頼を得るにあたって、応能負担原則になっていることが重要な基盤になりますが、現状は応能負担原則が徹底さ

れていません。事業主も、大企業ほど総労働費用に占める社会保険料負担の割合が低くなっています。

さらに、いわゆる空洞化が顕著になっているという問題があります。第1号被保険者⁴⁾についてはよく指摘されますが、私はむしろ第2号被保険者の空洞化の方が深刻だと思っています。働き方の非正規化が90年代の後半から急激に進行したこともあって、社会保険の適用を受けない労働者が特に女性で増えてきています。また、事業所が厚生年金から偽装脱退してしまうとか、保険料が納められないといったこともあり、第2号の空洞化も深刻化しつつあります。さらに、年金が専業主婦世帯をモデルとしていることの矛盾が重なる形になっています。

最近の議論では、世代間の公平性が非常に強調されますが、これについてはどうお考えでしょうか。
橘木 私はやや特異な意見を持っています。保険や年金はリスクに備えた制度である以上、世代間の不公平が生じるのは不可避だと国民全員が納得してくれれば、これはそんなに大きな問題ではないと思います。例えば100歳まで生きる人と、60歳までしか生きられなかった人とは、年金の受給額は全然違います。それに比べたら、生まれた年代による受給額の差ははるかに少ない。国民が世代間の不公平になぜこんなに過敏になるかという、保険の本質をまだ完全にわかっていないからだと思っています。

もう一つ、日本の社会保険料に逆進性があることは重要な指摘で、税金に関しては累進所得税がどこの国でも共通です。むしろ社会保険料の逆進性に関しては、なぜ日本人は無視してきたか、あるいは知らなかったかに私は関心をもっています。
大沢 経営者団体は、標準報酬の最高限を引き上げることに1950年代からはっきりと反対していました。その結果、健康保険の標準報酬最高限は98万円ですが、年金の場合は62万円で、大きなギャップが生じています。

橘木 医療保険についていえば、支払い能力の高い組合健保が一番負担率が低く、政府管掌の中小企業で働く人たちの負担率のほうが高いという数字が出ています。医療保険でも年金保険でも逆

進性があったことを我々は声を大にして言ってもいいし、逆進性を除くような、少なくとも比例ぐらいいもっていく制度変革を求めていく必要があると思います。

それから空洞化について、国民年金の納入率が非常に低いことが問題になっていますが、政府が国民に実態をうまく示してこなかったことが気になります。厚生労働省は空洞化率が高いと制度がうまく機能していないことを認めることになるので、現状をやや過少に報告している印象がありました。つい最近、厚生労働省が「空洞化がこれだけ深刻だから、放っておいたら日本の公的年金制度はだめになりますよ」と明言しましたので、社会的に空洞化の阻止についての論議がもっと盛んになることを望んでいます。

大沢 その上でも、第2号被保険者の空洞化を放置できなくなってきたことの意味は大きいと思います。第2号でしっかり確保できていれば、第1号の未加入・未納の問題や第3号にしてもそんなに大きな問題ではないはずですが、この4～5年、第2号被保険者の絶対数が確実に減っています。給付と拠出の単純収支はすでに実質3～4年は赤字ですので、今や積立金は年々減る一方で、強制貯蓄どころか強制赤字のようになりつつあります。こうした実状を直視しなければいけないと考えています。

橘木 私は基礎年金全額税方式論者です。税方式にすると空洞化の問題の相当部分が解消されます。女性も働いているかどうかによらず、すべて税で基礎年金を給付すれば、第1号、第2号、第3号のややこしい問題はすべて解決するメリットがあることを強調しておきたいと思います。

世代間・世代内の「公平性」をどう考えるか

大沢 世代間・世代内の「公平性」についてですが、昔は平均寿命が60歳ぐらいでした。しかし、今はそれよりもずっと長生きが見込めるので、年金の受給期間が長くなる世代との差はどうしても埋められない面があります。

橘木 昔、経済学者の稲田献一さんが、若者が世代間の不公平さを言っていることに対して厳し

く反論されました。「自分の世代（稲田世代）が敗戦後、一生懸命働いてここまで復興した。その恩恵をあなたたち若い人は受けているし、その後の高度成長によってあなた方の生活水準は抜群に豊かになったではないか」と……。年金の世代間の公平感を論ずるときに、後の世代に続く人たちは前の世代が経済成長に貢献したことを考慮に入れないといけないと思います。

30年前に保険料を拠出していた人と現在保険料を拠出している人を比べたとき、30年前は貧しかったので支払った保険料総額としては少ないかもしれない。今の人は保険料率が増えているけれども、絶対量で保険料が少ない／高い、あるいはもらう／もらわないの比較は、経済成長率の効果を無視しているので私は評価しません。今の人は豊かになったからこそ保険料を払えるということを考慮する必要があります。若い人たちが公的年金は払い損だというのなら、経済成長のベネフィットを割り引いてから、そういう議論をしてほしいというのが私の主張です。

大沢 今の中高年の方は、年取った親に仕送りをしている人は珍しいけれども、昔でしたら仕送りをするのが普通でしたから、公的年金のおかげで仕送りしないで済むということも含めると、中立化されているという見方もできます。

若い人たちの中にある意識は、年配世代に比べて不公平というよりも、果たして自分たちは年金をもらえるのだろうかという不安なのではないでしょうか。

橋木 それはゼロ給付もあり得るという不安でしょうか。

大沢 いや、年金制度自体がつぶれてしまうと思っているようです。こうした理解はもちろん誤解なのですが、いずれにしても政府からの情報提供が足りない気がします。また、民間の保険会社の人たちが「政府の年金はつぶれるから」と言っているケースもあるといわれます。

さらには、食い逃げ世代といわれる団塊世代の利害が反映されて、年金改革が先送りにされてきたという見方すら、若い人たちの中にはあるようです。

年金における個人単位と世帯単位—— 夫婦間の年金分割の可能性

橋木 年金における個人単位／世帯単位という点は、非常に重要な論点です。これまでの日本の年金制度は、第3号被保険者に代表される専業主婦の存在が大きく、世帯単位となっていました。しかし近年は女性の社会進出の機会が増え、第1号と第2号の差はありますが、全体的にみれば女性の労働参加率も増えています。今後はもう年金の個人単位化は避けられないとみていますが、いかがでしょうか。

大沢 この点については、政府も「個人単位化を基本として」とくり返し表明してはいますが、年金制度を本当の意味で個人単位化するとは何かという議論がつけられていないと感じています。

それに、一足飛びに個人単位にすることがいいのかという点も議論の余地があるのではないのでしょうか。基礎年金は全額税方式でやるとして、その上の所得比例部分は完全に個人単位ですから、所得のない人は基礎年金だけになり、所得のある人はその上に所得比例部分が積み上がることとなります。それが果たして望ましいといえるのでしょうか。

橋木 私が主張している基礎年金全額税方式にしたなら、少なくとも基礎年金に関してはすぐに個人単位は可能でしょう。報酬比例部分については、働いた人だけが加入するとしても、そこには専業主婦はいても遺族年金などの支給はありませんので、やはりこれも個人単位にもっていけるのではないのでしょうか。

大沢 私も、究極的には遺族年金廃止論者です。

橋木 でも、これは非常に抵抗が強いですね。社会保障審議会の年金部会において、「遺族年金を廃止」というと、相当な反対意見が出てくるのではないのでしょうか。

大沢 現在、遺族年金を受給しておられる方は女性が非常に多く、「廃止」というと自分がもらっている年金が明日からもらえなくなると勘違いする人も稀ではありません。それから、こういう改革を行うときには、少なくとも20年から40年くらいの経過期間をかけて、1年ずつ制度を転換して

いかなければならないということも、あまり理解されません。

一足飛びに個人単位にいくよりは、夫婦の間のペイドワークとアンペイドワークの分担にかなり偏りがあるので、まずその点の是正が必要なのではないのでしょうか。2分2乗的なものを入れると、誰もが自分名義の報酬比例部分をもつことができます。夫婦間で年金分割をすれば遺族年金が要らない人たちが増えます。そうなっていけば、遺族年金についてはオプションにしてもいいのではないのでしょうか。

橋木 夫婦間の年金分割についてですが、離婚したときに一番困るのは女性側ではないのでしょうか。特に働いていない女性の場合は大変ではないかと思います。

大沢 離婚だけでなく、婚姻が継続していても夫婦間で年金分割する案が、3号被保険者制度の見直し案のひとつとして昨年12月に厚生労働省から出ています。離婚のときの年金分割については、7月3日の年金部会で初めて事務局側が提案し、その日のうちにかなり大きく報道されました。この離婚のときの年金分割は、まず当事者の合意が必要です。

橋木 当事者というのは、別れようとする夫と妻です。

大沢 はい。当事者の合意によって、しかも話し合って協議をした比率で厚生年金の保険料の納付記録を移転する。これが基本です。

橋木 それは第3号で働いていない奥さんの場合ですか。

大沢 いいえ、第2号・第2号の間の離婚でも同じです。それから「合意により」というと、当然合意できない人が出てきます。特に離婚の場合、お互いに好きでなくなるから別れるわけで、合意できない確率が高いです。その場合は裁判所に分割請求できる権利を盛り込もうという案もあります。2分2乗した額と本人の年金受給額の差額を分割し、例えば別れて夫が30万円の年金になり、妻は10万円しかないときには、夫のほうから10万円分の年金が移ってくるという具合です。これを民法上の財産分与とは別の手続きで、年金法の中に書き込もうという案が提案されています。

橋木 日本の社会において離婚は増えているし、結婚しない人が増えている現状を踏まえると、制度もうまく対応していないと、国民の不満は高まるでしょうね。

大沢 一挙に個人単位化をしないことの中には、婚姻継続にしても、離婚にしても、夫婦の間で年金を分割することが含まれています。夫婦は二人三脚で家庭や地域でのアンペイドワークをこなしつつ、市場で所得を得ているとみれば、それは婚姻期間に応じて、婚姻を継続していても年金権を分けることには意味があると思います。つまり妻のアンペイドワークを目に見える形にしようというわけです。

もちろん、離婚しなければ、年金を分割した場合でも世帯としての年金給付額は変わりません。

パートタイマーを年金制度に組み込めるか——事業者負担の解消の可能性

大沢 パートタイマーに対する厚生年金の適用も、かなり議論がある点です。

橋木 私は基本的にパートタイマーも個人単位にすべきという考えですから、パートタイマーも厚生年金に入るべきだと考えています。ただ、日本はパートタイマーの賃金が低いので、保険料の支払いにやや危惧があることや、何時間以上働くとパートタイマーとして扱うのかという範囲の問題など、具体的に考えなければいけないことがたくさんあります。

大沢 現在パートタイマーの厚生年金加入には、時間と年収と2つの条件があります。時間についてはフルタイムの4分の3以上、つまりフルタイムが週40時間なら週30時間以上働くことが厚生年金保険に入るひとつの条件です。年収については、130万円という条件があります。これらの条件を緩和する案が現在浮上しています。例えば、時間の条件を2分の1まで下げるとか、年収の条件を65万円程度に下げる、あるいはそのどちらかの条件だけにするというものです。しかし、これについては今のところ、外食産業やチェーンストア業界から反対の陳情が上がっているようです。

橋木 やっぱり企業の負担分が増えるから嫌だと

言っているんですね。

大沢 そうです。それで、雇用が非常に縮小することになると事業主の団体は言っています。

橘木 年金なり医療保険なりの事業主負担分を本格的に議論しなければいけない時期にきていると思います。外食産業やチェーン業界に限らず、どの企業も保険料の事業主負担は苦しい。だから、厚生年金からの脱退や払わないといった企業の例が増えています。

やや大胆な個人的意見になりますが、私は基本的に税方式論者ですので、税方式を貫徹したら、個人も企業も社会保険料の負担分を払わなくてよくなると思います。

大沢 事業主負担分をかける方式に問題があると思います。現状は、4分の3以上の時間を働くことが条件ですから、パートタイムや派遣などの従業員を増やせば増やすだけ、その事業主の社会保険料負担が減るとい形になっています。しかしそれで果たしていいのでしょうか。アメリカのように、支払い賃金の総額から事業主の社会保険料負担を決める形にすれば、事業主負担を逃れたいためにあえて雇用形態を非正規に変えていくようなことは起こらなくなり、市場合理的に労働力の需要が行われるという、競争条件の平準化も期待できます。現在の社会保険料のかけ方は、いろいろな意味で再検討されるべきだと思います。

その上で事業主に負担させるにあたって、事業主負担が何に転嫁されたり吸収されたりするのは、その時々製品の市場や労働市場にもよるでしょう。しかし、全然労働者に転嫁されないことはない以上、事業主負担を軽減すれば、最終的に賃金という形になって労働者に還元されることも見込めるのではないかと考えています。

橘木 事業主負担分の転嫁の実態を知りたいと思って論文を書いたことがありますが、実は転嫁はあまりありませんでした。転嫁の実態を経済学者がもっと調べて、それを踏まえてどういう制度改革がありうるのかを提案する時期にきていると思います。

大沢 私も研究がもう少し貢献しないといけないと思っています。考え方として、事業主負担なしの社会保険制度は十分あり得ると思っています。

橘木 意見一致ですね。事業主負担分をなくすことは労働者にとっても、企業にとってもメリットがあると思っていますので、今後は事業主負担分の削減を主張していきたいと思っています。

「累進消費税」というアイデアの可能性

大沢 橘木さんが「累進消費税」というアイデアをご提案なのは承知していますが、私は現状の消費税を税財源と考えて税方式化することには賛成できません。現状の消費税は逆進的ですし、滞納の率も高く、徴税の費用もかかりますので、これが現状のまま基幹税になることは考えにくい。それから、日本の税収の構造全体を考えると、日本はあまりにも個人所得税が低すぎます。GDPに占める比率が主要国の中で最も安く、5～6%ぐらいです。片や社会保険料負担は10%を超えています。いくら間接税中心にいくべきだといっても、これほどまでに個人所得税が軽い国はありません。個人所得税中心の増税を考えないで、消費税率引き上げはあり得ないのではないかと思います。

橘木 税方式か社会保険方式かについては、税方式中心、基礎年金全額税方式、税方式と社会保険方式の折衷、あるいは完全な社会保険方式など、選択肢がいろいろあります。税方式のメリット・デメリットは盛んに議論されていますが、税方式の中でも、所得税中心か消費税中心かは論者によって違います。

なぜ私が間接税中心にすべきという考えなのかというと、直接税中心だと、労働供給に影響を与えたり貯蓄を減らしたり、資源配分に非中立的な影響を及ぼしてしまう可能性が高い。資源配分に中立的である方が経済成長率を高める可能性が高いので、間接税方式の方がいいというのが根拠のひとつです。

しかし、大沢さんのご指摘のように、消費税は逆進性がありますので、このまま5%を10%、15%にもっていくと逆進性をますます高めることになります。私は逆進性をなくすために「累進消費税」という言葉を使っています。むしろ累進支出税といった方がわかりやすいかもしれませんが、これは多額の支出をしている家計には高い税

率をかけて、小額の支出しかない家計には低い税率をかけるというアイデアです。この累進消費税は効率性と公平性の両方を満足するベストな税制だと考えていますが、なかなか実行が簡単ではないのも事実です。しかし、10年か20年後には、累進消費税の世の中がくるとみえています。

大沢 私は現状について、今やGDPの10%を超えるに至った社会保険料の応能原則が徹底されず、まだ逆進性を残していることと、改革が個人所得税の累進度をさらに低める方向にいつていることを憂慮しています。総体的にみて、日本の税制と社会保険制度は、主要国のなかでも最も垂直的所得再分配効果の低い所得移転制度で、これをそれ以上進める必要はないと思っています。

しかし、これは全体としての所得移転制度であって、その中でも現金給付の主な部分を占める年金制度については、応能負担と負担に応じた給付をより徹底すべきだと考えています。今の日本の公的年金制度は、基礎年金制度があるがゆえに、制度内再分配の要素の強い「社会主義的」な年金になっています。それをより業績主義的な年金制度にするという立場から、所得比例に一本化した上で低所得者に最低額を保障するスウェーデン方式の導入を提案しています。

年金制度改革のポイントは何か—— スウェーデン方式を考える

橋木 スウェーデン方式は、日本の厚生労働省もできれば導入したいと考えているようですし、大沢さんもスウェーデン方式がベターだという考えをお持ちです。スウェーデン方式では、低所得者の年金額はどのぐらいになるのでしょうか。

大沢 日本円に換算して単身者には月額8万7000円、夫婦で15万6000円程度ですね。

橋木 スウェーデン方式を導入して、基礎年金部分をなくしたら、高齢の貧困者が続々出てくるのではないかと心配されますが、どうでしょうか。

大沢 スウェーデンでは、それはいいようです。つまり、購買力平価でみるとそんなに低くないことと、現物支給やサービス支給の充実している社会なので、現金収入としてみれば、その程度あれば

ば貧困を脱することができるようです。

その上で、個人単位でみても、世帯単位でみても、いわゆる年金給付の所得代替率が一律ですっきりしています。日本の場合には、低所得の人ほど年金給付の所得代替率が高くなる構造になっていますが、これはもっぱら基礎年金制度を通じて起こっていて、それによって最もメリットを受けている世帯類型が夫片稼ぎ世帯です。この世帯類型の場合がモデル年金とされているため、年金給付の水準が高いか低いか、十分かどうかという議論においても、厚生年金加入が夫40年妻0年という類型がモデルとされて議論されています。

塩川財務相などは、「現状で59%保障している。改革しても52%になるのなら大いに結構で、もっと削ってもいいではないか」と言っていますが、30年後や50年後を見据えた年金の改革論とはとても思えません。夫と妻の厚生年金加入が40対0である類型が今後もモデルであり得るはずはないのに、給付の水準を論じるときにそのモデルに基づいて、52あればよい、45になってもいいと議論されています。既に夫婦共稼ぎ世帯の賃金代替率は45%程度で、これを改革したらもっと下がって、男性シングルの場合などは30%台になってしまいます。その意味でも、厚生労働省がモデル年金を40対0としてきたことの問題は非常に大きいと思います。やっと5月30日になって、ほかの類型での試算の数字を公表するようになりましたが。

橋木 賦課方式か積立方式という点ですが、私の主張は全額税方式ですので、賦課方式しかありませんし、報酬比例部分は積立方式でいいという、2段階の考えになります。さらに積立方式で民営化してもいいというのが私の個人的な意見です。

大沢 賦課方式から積立方式に変更する際、330兆円の二重負担が生じ、それを40年ぐらいのスパンで後の世代がかぶることを一体どうするのかという問題があります。現在はデフレ基調なので、積立方式には実現可能性があるようにみえますが、今後インフレが起こる可能性まで視野に入れた場合、積立方式では対応が難しいという議論もあります。それについてはいかがでしょうか。

橋木 二重負担部分については、確かにその問題は無視できないので、各世代別に一体どれだけの

負担が可能かを厚生労働省が綿密に計算して、二重負担分をできるだけ少なくするような形で、世代ごとにどれだけの負担が公平であるかを丁寧に調べてほしい。

積立方式については、インフレの問題は避けられません。しかし、積立方式は、そういうものだと国民にわかってもらうしかないと思います。基礎部分は少なくとも最低は保障しなければいけません、減価が起こること自体は仕方がないことであって、基礎部分以上については自己責任のものであって、政府が面倒をみることではないと聞き直してもいいと考えています。

大沢 そうすると、最低限のところのセーフティネットはあるのですが、従前の生活水準を老後もある程度維持できるかどうかなど、現役時代の賃金格差に比べた老後の所得や生活水準格差を見ると、老後の生活水準格差は現役のときよりも広がる可能性が強いですね。

橋木 そこは国民に賢くってもらうしかない。基礎部分は国が責任を持ってやるかわり、それ以上の部分は自己責任になるというのはやむを得ないと思います。

大沢 積立方式の場合はそうなると思います。私は老後の生活格差が現役のときよりも縮むのが妥当であるのは、賦課方式の場合、つまり後からくる世代が払ったお金で老後の生活が支えられているときだと考えます。一方積立方式は、きちんと積み立てて賢く運用した人はよりベターオフになり、老後の格差が広がることになります。そのいずれかを国民が選ぶことになると思います。

私は、賦課方式で老後の格差が縮まることが妥当だと思っています。確定給付か確定拠出かという点については、私はスウェーデン方式を提唱していますので、みなし確定拠出が望ましいという考えです。個人にとっては、引退の時期に、自分が納めた保険料総額を平均寿命まで生きるとしてその年数で割った額で受け取る方が、自分の貢献と、そこからの対価が見えやすくいいと思います。

橋木 大沢さんは、1993年までは基礎年金は全額税方式がいいという考えだったのが、スウェーデン方式がいいという考えにお変わりになったとい

うことですが、その理由は何なのでしょう。

大沢 理由は3つあります。ひとつは、スウェーデンの改革のあらましが、1999年改革が近づいてくる中で見えてきて、評価できると考えたからです。2番目の理由は、消費税率を引き上げることの政治的な困難さを、97年3月の引き上げ（3%から5%）とその後の反動をみて、非常に痛感したからです。最後に、財源の方式を1階と2階でこれほどまでに財源や方式で分けてしまうと、2階は切り離して民営化しようという主張が非常に通りやすくなってしまいます。私はそのアイデアには賛成していません。公的年金制度にダイナミック・ペンションが1950年代後半にドイツで導入され、その後も多くの国で取り入れられたことの意味は、21世紀にも引き継がれていいと考えています。

経団連と連合は、1階部分の税方式化という点では一致していますが、経団連は2階部分は積立方式で民営化すべきという考えなのに対して、連合はそうは考えていません。

橋木 ここがやっぱり私と大沢さんの年金に対する見方の一番の違いですね。私は両者ともまあいいことを言っていると考えています。ただ、最後は国民が決めることでしょう。論点はもうかなり明らかになっていますので、国民が選択したものに政府もついていくしかないと感じています。

※この対談は、2003年7月23日に行われたものです。

注

- 1) 受給開始後も経済成長に伴う現役世代の生活水準の上昇にリンクして増額・調整される年金をいう。財政方式は賦課方式となる。
- 2) 将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率。
- 3) 年金額の実質価値を維持するため、物価の変動に応じて年金額を改定すること。
- 4) 国民年金の加入者のうち、第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人をさす。第2号被保険者とは、民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者をさす。第3号被保険者とは、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人）をさす。

(たちばなき・としあき) (おおさわ・まり)